○集成材の日本農林規格(平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)

改正案	現 行	
(構造用集成材の規格)	(構造用集成材の規格)	
第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。	第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。	
区 分 基 準	区 分	基準
品 (略) (略)	(略)	
(略) (略)	(略) (略)	
質 (略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
材 (略) (略)	材 (略) (略)	
料 (略) (略)	料 (略) (略)	
(略) (略)	(略) (略)	
表 (略) (略)	(略) (略)	
表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(8)までに掲げる事項の表示は、次に規定す		1の(1)から(8)までに掲げる事項の表示は、次に規定す
示 る方法によって行われていること。	る方法によって行れ	oれていること。
$ (1) \sim (3) $ (略)	$(1) \sim (3) (略)$	
(4) 接着性能	(4) 接着性能	
ア <u>「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載する</u>	「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載するこ	
<u>こと。</u>	<u>Ł.</u>	
<u>イ</u> 壁、床又は屋根に用いるものとして製造されたものにあっては、		
使用環境の次に括弧を付して、接着剤名又は接着剤の記号(レゾル		
シノール樹脂にあっては「RF」、レゾルシノール・フェノール樹		
脂にあっては「RPF」、メラミン樹脂にあっては「MF」、水性		
高分子イソシアネート系樹脂にあっては「API」、メラミンユリ		
ア共縮合樹脂にあっては「MUF」)を記載すること。ただし、積		
層方向と長さ方向で異なる接着剤を用いた場合は、(積層:「接着		
剤名又は接着剤の記号」、F/J:「接着剤名又は接着剤の記号」)と		
<u>記載すること。</u> (5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)	
(3) (6) (mb) $(2 \sim 9)$ (略)	$2 \sim 9$ (略)	
(略) (略)	(略) (略)	